公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２９年（フ）第１９５号
秋田市太平八田字和岱58番地１
債務者　小玉久美子
１　決定年月日時　平成29年12月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　古谷　　薫
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月12日午前10時15分
５　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２１６号
秋田市御野場２丁目３番４号
債務者　高田　敏行
１　決定年月日時　平成29年12月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　長谷川　康
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月16日午前10時
５　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５２５号
大阪府岸和田市東大路町160番地の４
債務者　鈴木十三夫
１　決定年月日時　平成29年12月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　井上　　賢
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月19日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第１０４号
福岡県行橋市行事４丁目２番14号
債務者　田中　啓二
１　決定年月日時　平成29年12月22日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　古賀　貴士
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月８日午前10時10分
５　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２９年（フ）第２８３０号
横浜市戸塚区戸塚町3922番地　戸塚ビル４Ｆ
債務者　西村　芳男
１　決定年月日時　平成29年12月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　平井　佑治
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月26日午前11時50分
５　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２１２号
兵庫県明石市松江208番地の１
債務者　遠藤　俊二（旧姓岩崎）
１　決定年月日時　平成29年12月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　久米　知之
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月20日午前11時20分
５　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第６４号
福岡県鞍手郡鞍手町大字新延207番地21
債務者　森部　俊幸
１　決定年月日時　平成29年12月22日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　森　　隆
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月14日午後１時10分
５　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２９年（フ）第１９１３号
札幌市豊平区平岸５条10丁目２番28―401号
債務者　中村　　秩
１　決定年月日時　平成29年12月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　渡辺麻里衣
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月５日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１９１４号
札幌市豊平区平岸５条10丁目２番28―401号
債務者　中村　明美
１　決定年月日時　平成29年12月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　渡辺麻里衣
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月５日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１６８９号
埼玉県朝霞市栄町２丁目７番８号
債務者　清水　研史
１　決定年月日時　平成29年12月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松村　　譲
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月12日午後２時45分
５　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１１３３号
堺市西区浜寺諏訪森町西３丁220番地７
債務者　西川　英司
１　決定年月日時　平成29年12月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　今枝　史絵
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月５日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第４９０号
熊本市中央区八王寺町16番１―101号　ハーモニー八王寺Ａ
債務者　野村　尚彦
１　決定年月日時　平成29年12月22日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　今村　一彦
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月27日午前11時
５　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第３６３号
宮崎市南高松町６番27号　リーガーデン303号、前住所宮崎市神宮東１丁目７番24号　メゾンド神宮御苑２―Ｃ号
債務者　松井　　実
１　決定年月日時　平成29年12月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　田所　伸吾
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月27日午前10時
５　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第３１０号
奈良県桜井市大字慈恩寺915番地の１
債務者　丸川商店こと　川端　　孝
１　決定年月日時　平成29年12月21日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　藤次　芳枝
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月13日午前10時20分
５　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第３１１号
奈良県桜井市大字慈恩寺915番地の１
債務者　エムケイ商会こと　川端　妙子
１　決定年月日時　平成29年12月21日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　藤次　芳枝
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月13日午前10時20分
５　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第２３０号
神奈川県横須賀市浦郷町３丁目21番地
債務者　白井　一馬
１　決定年月日時　平成29年12月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　青山　正規
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月１日午前11時
５　免責意見申述期間　平成30年２月28日まで
横浜地方裁判所横須賀支部